

秋田県簡易型 I C T 活用モデル工事試行要綱

(令和 2 年 9 月 1 0 日 技管－ 3 0 1)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、秋田県が発注する簡易型 I C T 活用モデル工事（以下、「モデル工事」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この要綱は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

(定義)

第 3 条 モデル工事は、次の①から⑤までに掲げる段階のうち、②、④及び⑤における I C T 施工技術の活用を必須とし、①及び③における I C T 施工技術の活用を受注者が選択可能な建設工事をいう。

- ① 3 次元起工測量
- ② 3 次元設計データの作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3 次元出来形管理等による施工管理
- ⑤ 3 次元データの納品

2 モデル工事として発注した工事であっても、前項の①から⑤までに掲げる全ての段階で I C T 施工技術を活用する場合は、「秋田県 I C T 活用モデル工事実施要綱」を適用し、秋田県 I C T 活用モデル工事として扱う。

(モデル工事の実施)

第 4 条 モデル工事は、次に掲げるいずれかの方式により実施するものとする。

(1) 発注者指定型

発注者指定型とは、モデル工事の実施を設計図書において義務づける方式であり、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和 6 2 年 4 月 2 2 日付け監－ 1 3 4）に定める入札審査会等の審議を経て発注者が指定する建設工事とする。

(2) 受注者希望型

受注者希望型とは、モデル工事の実施を受注者が選択できる方式であり、受注者からの施工計画書の提出前に、発注者に対して I C T 活用の実施について協議があった工事のうち、発注者が認めて指示した建設工事とする。

2 発注者は、モデル工事の継続が適当でないと判断した場合、モデル工事の指定を解除することができる。

(モデル工事の対象工種)

第 5 条 モデル工事の対象となる工種は、土工とする。

（関係基準類）

第6条 発注者及び受注者は、モデル工事を実施するに当たっては、次に掲げる基準類を準用又は参考とすること。

- (1) 国土交通省その他の機関が定めた基準類
- (2) 発注者が指定する基準類

（工事成績評定）

第7条 発注者は、モデル工事を完成させた受注者に係る工事成績評定（工事特性）に2点の加点を行うものとする。

（実施報告）

第8条 モデル工事の実施が決定した際には、発注者はその都度、技術管理課へ報告するものとする。

（入札公告等）

第9条 モデル工事の入札公告等においては、次に掲げることを実施するものとする。

- (1) 発注者指定型の場合は、公告文の発注概要書にその旨を記載するものとする。
- (2) 特記仕様書及び現場説明書に必要事項を記載するものとする。

（施工前協議及び施工計画書等）

第10条 モデル工事の施工前協議及び施工計画書等においては、次に掲げることを実施するものとする。

- (1) 別紙1を参考としたICT活用計画書と工事打合簿を作成し、受発注者間で協議を行うこととする。
- (2) 当面の間、監督及び検査等に係る必要機器（3次元データ等の閲覧が可能なパソコン等）は受注者が用意することとする。

（工事費の積算）

第11条 発注者は、当初発注時は土木工事標準積算基準書（秋田県）の従来施工の基準に基づく積算により発注するものとする。

- 2 発注者は、前条第1項第1号の協議結果に基づいて受注者がICT施工技術の活用を行った項目については、各段階を設計変更の対象とし、「秋田県ICT活用モデル工事(土工)実施要領(積算編)」に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

（工事名標示板）

第12条 受注者は、別紙2を参考として、現場に設置する工事名表示板にモデル工事であることを記載するものとする。

(効果の把握)

第13条 受注者及び監督職員は、試行を通じた効果検証及び課題抽出のため、アンケート調査等の依頼があった場合は協力すること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、モデル工事に関し必要な事項は「秋田県ICT活用モデル工事（土工）実施要領（実施編）」及び「秋田県ICT活用モデル工事（土工）実施要領（積算編）」を適用する。ただし、「秋田県ICT活用モデル工事（土工）実施要領（実施編）」の「1－1 概要」、「1－3 ICT活用モデル工事における土工」及び「4－3 工事費の積算」は適用しない。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。